（脱炭素社会移行推進室及び気候変動適応室）

第八条　総務課に、脱炭素社会移行推進室及び気候変動適応室を置く。

2　脱炭素社会移行推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地球温暖化の防止に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（地方公共団体が行う地域の脱炭素化に関する施策に関するものを除く。）。

二　地球温暖化の防止に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（地方公共団体が行う地域の脱炭素化に関する施策に関するものを除く。）。

三　（略）

3　（略）

（削る）

（削る）

4・5　（略）

（地球温暖化対策事業室、脱炭素ビジネス推進室及びフロン対策室並びに事業監理官）

第九条　地球温暖化対策課に、地球温暖化対策事業室、脱炭素ビジネス推進室及びフロン対策室並びに事業監理官一人を置く。

2　地球温暖化対策事業室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地球温暖化対策課の所掌事務に係る事業の実施に関すること（温室効果ガスの排出の抑制等のための施策及び活動の普及及び啓発に関するもの並びに脱炭素ビジネス推進室及びフロン対策室の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

3　（略）

4　脱炭素ビジネス推進室は、地球温暖化対策課の所掌事務に係る事業者が講ずるその事業活動に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）に関する事務をつかさどる。

5　（略）

（削る）

（脱炭素社会移行推進室、脱炭素化イノベーション研究調査室及び気候変動適応室）

第八条　総務課に、脱炭素社会移行推進室、脱炭素化イノベーション研究調査室及び気候変動適応室を置く。

2　脱炭素社会移行推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。次号において同じ。）の防止に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　地球温暖化の防止に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

三　（略）

3　（略）

4　脱炭素化イノベーション研究調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地球環境保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　地球環境保全に関する調査及び研究に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

三　地球環境保全に関する関係行政機関の試験研究機関の経費及び関係行政機関の試験研究委託費の配分計画に関すること。

四　地球環境局の所掌事務に関する調査及び研究並びに技術の開発及び普及に関する事務の総括に関すること。

5　脱炭素化イノベーション研究調査室に、室長を置く。

6・7　（略）

（地球温暖化対策事業室、脱炭素ビジネス推進室、市場メカニズム室及びフロン対策室並びに事業監理官）

第九条　地球温暖化対策課に、地球温暖化対策事業室、脱炭素ビジネス推進室、市場メカニズム室及びフロン対策室並びに事業監理官一人を置く。

2　地球温暖化対策事業室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地球温暖化対策課の所掌事務に係る事業の実施に関すること（温室効果ガスの排出の抑制等のための施策及び活動の普及及び啓発に関するもの並びに脱炭素ビジネス推進室、市場メカニズム室及びフロン対策室の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

3　（略）

4　脱炭素ビジネス推進室は、事業者が講ずるその事業活動に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）に関する事務をつかさどる。

5　（略）

6　市場メカニズム室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書第十二条1に規定する低排出型の開発の制度に関する企画及び立案に関すること。